# 令和2年度~令和4年度 河川水質(陸田工業団地)調査結果

	調査地点		大 助 川 支 線								NO.1	
			1	小								
÷.	空水在	: F D	2 年 度			3 年 度			4 年 度			環境基準
12	採水年月日		6/3	12/2	平均	6/2	12/14	平均	6/1	12/7	平均	(参考)
天	候		晴	晴	_	髻	晴	-	晴	晴	-	
水		温	25.0	14.3	19.7	23.9	7.3	15.6	22.1	8.0	15.1	
	pН		7.0	7.6	7.3	7.0	7.7	7.4	7.2	7.6	7.4	6.0 <b>~</b> 8.5
牛	BOD		2.3	3.9	3.1	2.0	3.6	2.8	1.9	7.8	4.9	8mg/l以下
活	COD		5.5	4.8	5.2	5.2	4.0	4.6	5.0	6.6	5.8	(8mg/l以下)
生活環境項目	SS		8	8	8	7	5	6	8	10	9	100mg/l以下
項	DO		7.9	8.0	8.0	8.3	12.0	10.2	9.3	14.0	11.7	2mg/l以上
l	全	窒 素	2.1	6.3	4.2	1.4	2.7	2.1	1.3	1.8	1.6	(1mg/l以下)
	全	リン	0.21	1.30	0.76	0.27	0.36	0.32	0.25	0.31	0.28	(0.1mg/l以下)
	カドミ	ミウム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下
ΙZ⇒	シ	アン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
健康	3	鉛	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
項目	六価	クロム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下
	۲	素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
	総	水 銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下

#### 備考

- 1 単位:mg/Q(水温・pHを除く)
- 2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(かごうム-0.0003、鉛-0.005.六価クロム-0.01.ヒ素-0.005.総水銀-0.0005.全窒素-0.05.全リン-0.003.SS-1.DO-0.5 未満を示す。)
- 3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについて

- 4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考
- 5 環境基準の( )数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。
- 6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。
- 7 平成30年度から調査回数を年4回から年2回へ変更。

## 令和2年度~令和4年度 河川水質(陸田工業団地)調査結果

_			_	1									NO.2
	調査地点		大助川支線(下東之川水路)										
	- 四. 旦	. FE		2									
43	採水年月日			2 年 度			3 年 度			4 年 度			環境基準
17				6/3	12/2	平均	6/2	12/14	平均	6/1	12/7	平均	(参考)
天	長 候		롡	晴	晴	-	曇	晴	-	晴	晴	-	
水	温		目	23.0	15.0	19.0	19.8	10.8	15.3	21.0	12.4	16.7	
	pН			7.0	7.2	7.1	7.2	7.4	7.3	7.1	7.2	7.2	6.0~8.5
牛	BOD			1.3	6.9	4.1	1.0	21	11	2.2	12	7.1	8mg/l以下
生活環境項目	COD			3.6	16	9.8	2.3	18	10	4.1	16	10	(8mg/l以下)
境境	SS			14	13	14	9	10	10	8	16	12	100mg/l以下
項		DO		8.3	3.4	5.9	9.5	1.3	5.4	7.0	3.4	5.2	2mg/l以上
l	全	窒素	表	3.4	17	10	0.93	14	7.5	1.6	19	10	(1mg/l以下)
	全	IJ :	ン	0.19	2.8	1.5	0.16	2.9	1.5	0.30	2.5	1.4	(0.1mg/l以下)
	カド	ミウム	4	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下
加	シ	アニ	ン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと
康		鉛		N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
健康項目	六個	西クロ2	4	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下
	۲	17	表	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下
	総	水 釒	泿	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下

#### 備考

- 1 単位:mg/Q(水温・pHを除く)
- 2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(カトミウム-0.0003,鉛-0.005,六価クロム-0.01,比素-0.005,総水銀-0.0005,全窒素-0.05,全リン-0.003,SS-1,DO-0.5 未満を示す。)
- 3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。

健康項目の基準値については年間平均値(シアンについて

- 4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考
- 5 環境基準の( )数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。
- 6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。
- 7 平成30年度から調査回数を年4回から年2回へ変更。

### 令和2年度~令和4年度 河川水質(陸田工業団地)調査結果

_													NO.3	
	調本	抽占		大 助 川 支 線 ( 八 幡 用 水 路 )										
	調査地点			3										
+2	採水年月日			2 年 度			3 年 度			4 年 度			環境基準	
12	<b>沐小十月口</b>		5小十月口		6/3	12/2	平均	6/2	12/14	平均	6/1	12/7	平均	(参考)
天	候		晴	晴	-	曇	晴	_	晴	晴	-			
水	温		温	23.5	15.2	19.4	22.2	11.8	17.0	20.8	12.4	16.6		
	pН			7.0	6.5	6.8	6.6	7.2	6.9	7.0	6.9	7.0	6.0~8.5	
<b>#</b>	BOD			1.6	76	39	3.8	44	24	2.2	49	26	8mg/l以下	
活	COD			3.2	22	13	2.3	16	9.2	5.0	13	9.0	(8mg/l以下)	
生活環境項目	SS			9	39	24	4	9	7	14	10	12	100mg/l以下	
項	DO			9.5	3.3	6.4	9.7	5.9	7.8	6.4	5.6	6.0	2mg/l以上	
l	全	窒	素	3.2	6.3	4.8	0.6	5.6	3.1	1.5	6.1	3.8	(1mg/l以下)	
	全	IJ	ン	0.08	1.3	0.69	0.090	1.3	0.70	0.31	1.3	0.81	(0.1mg/l以下)	
	カド	ミウ	ᄉ	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003mg/l以下	
加	シ	ア	ン	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	検出されないこと	
健康項目		鉛		N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
項日	六佰	50口	ム	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.02mg/l以下	
ľ	ᆫ		素	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.01mg/l以下	
	総	水	銀	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.0005mg/l以下	

#### 備考

- 1 単位:mg/Q(水温・pHを除く)
- 2 N. Dは、定量下限未満の数値を示す。(かごうム-0.0003、鉛-0.005.六価クロム-0.01.ヒ素-0.005.総水銀-0.0005.全窒素-0.05.全リン-0.003.SS-1.DO-0.5 未満を示す。)
- 3 生活環境項目の環境基準は「類型D、工業用水2級、農業用水」、基準値は日間平均値。
  - 健康項目の基準値については年間平均値(シアンについて
- 4 生活環境項目の各測定値は日間平均値ではないため参考
- 5 環境基準の( )数値は、生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)の「【COD】類型C、工業用水2級、環境保全」及び「【全窒素、全リン】類型V、水産3種、工業用水、農業用水、環境保全」を暫定使用。
- 6 五条川及び日光川のみ環境基準が適用される。
- 7 平成30年度から調査回数を年4回から年2回へ変更。